

下松市ふるさと寄附金（ふるさと納税）特典出品事業者募集要項

1 目的

ふるさと寄附金の納付者（以下「寄附者」という。）への謝意、並びに下松市（以下「市」という。）の特産品等の販売促進及び特産品等を通じた市の情報発信を目的として、寄附者に対し特産品等（以下「返礼品」という。）を贈呈するため、返礼品を取り扱う法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

次の要件をすべて満たす者としします。ただし、次の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めるときは、参加できない場合があります。

（１）市内に事業所等（店舗、工場を含む。）がある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の事業者も対象とします。

ア 市オリジナルの返礼品を取り扱う事業者であり、市をＰＲするものと認められる場合

イ 平成３１年総務省告示第１７９号第５条第８号ハに規定する「山口県（以下「県」という。）が当該県内の複数の市町村と連携し、共通の返礼品等として認めたもの（以下「県共通返礼品」という。）」を取り扱う事業者である場合

（２）市税等を滞納していないこと。

（３）代表者等が、市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3 返礼品の要件

次の要件をすべて満たす商品、又はサービスとします。

（１）市または県の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。

（２）総務省が定める地場産品基準（平成３１年総務省告示第１７９号第５条）のいずれかに適合するものであること。なお、県共通返礼品については、市が返礼品として認定したものを対象とする。

（３）品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱えるものとする。

（４）飲食物の場合は、寄附者に商品到着後５日以上のお賞味（消費）期限が保障されていること。

- (5) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- (6) 地場産品基準3号に該当する返礼品については、市内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明が、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされること。
- (7) (6)において証明した内容について、総務大臣の定めるところにより市のホームページにおいて公表されることを承諾すること。
- (8) サービスの提供等の場合は、原則有効期限が発行日から1年間以上あること。あわせて、有効期限内にサービスの停止を行わないよう努め、万が一停止する場合は、サービスを停止する3か月前までに返礼品取りまとめる委託事業者へ連絡すること。また、寄附者には誠意をもって対応すること。

4 返礼品の価格

寄附金額の3割以内を設定してください。なお、返礼品の価格には、梱包費及び消費税を含むものとします。

5 申込方法

市では、協力事業者の募集、寄附者、返礼品の配送に係る情報管理、及び寄附金・代金の支払い等のふるさと寄附金に関する業務を次の事業者に委託しています。所定の様式に応募情報の必要事項を記入のうえ、返礼品の画像等を添えて委託事業者へ提出してください。

なお、返礼品の登録には、委託事業者と取引商品売買に係る契約の締結が別途必要になります。

株式会社サイネックス ふるさと納税センター 〒515-0045 三重県松阪市駅部田町101 Tel 0598-25-6705 Mail info-wagamachifurusato@scinex.jp

6 その他

- (1) 協力事業者は、寄附者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。なお、協力事業者でなくなった場合も同様とします。
- (2) 協力事業者は、返礼品の適正な品質管理等を徹底してください。
- (3) 食品を扱う協力事業者の留意事項

総務省告示第2条第3号の規定に基づき、地場産品基準及び食品表示法を遵守し、次の各号に留意してください。

① 当該食品の産地名を適正に表示すること。

② 本要項に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、市が必要と認め、調査（実地調査を含む。）を行う場合は、当該調査・確認に応じること。

③ 地場産品基準、食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。

④ 地場産品基準・食品表示法の違反があった場合は、返礼品の承認を取消し、民法の規定に従って、当該違反によって生じた損害を賠償する責任を負うこと。

（４）返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について必ず委託事業者へ報告してください。なお、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。

（５）返礼品は、寄附の受付状況により発注されるものであり、発注を保障するものではありません。あらかじめご了承ください。

（６）応募内容に虚偽があったとき、又は協力事業者若しくは返礼品が本事業にふさわしくないと認められるときは、返礼品に係る承認を取り消すことがあります。

（７）県共通返礼品として登録する返礼品については、制度の変更等により要件を満たさなくなった場合は、市は返礼品の登録を取り消すことができるものとします。

問い合わせ先

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号

下松市地域政策課 くだまるセールス戦略室

☎0833-45-1802 ☒ chiikiseisaku@city.kudamatsu.lg.jp